

入札及び契約時における注意事項

令和 8 年 4 月
日 高 市

本市の入札及び契約の履行に当たっては、下記事項を遵守してください。

記

1 関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、日高市契約規則、日高市事後審査型一般競争入札要領、日高市建設工事請負契約約款、日高市標準委託契約約款、日高市土木設計業務等標準委託契約約款、日高市建築設計業務標準委託契約約款、日高市物品購入標準契約約款、仕様書、図面及び入札指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守すること。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）を遵守すること。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 労働基準及び労働災害の防止等について

- (1) 建設労働者の確保及びこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払い等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うこと。
- (2) 本市発注の建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県土木工事設計単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

また、下請業者にも適切な賃金の支払いについて周知するよう努めること。

※ 埼玉県労務単価の詳細は、埼玉県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

- (3) 管理体制については、監督員の指示に従うとともに安全管理、情報管理に特段の注意を払い、事故の未然防止に努めること。特に安全対策については、予見されるリスクについて各現場条件に応じて日々想定し、これに対応できるような体制を構築すること。万が一、事故が発生した場合は、直ちに発注担当課まで届け出ること。

3 社会保険等への加入及び法定福利費の適切な支払いについて【工事】

- (1) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入及び法定福利費の適切な支払いについては、必要な措置をとるよう努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。
- (2) 建設工事の元請業者は、下請業者に対して、国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）」に基づき、指導等を行うこと。

- (3) 令和4年4月1日以降の当初契約から、社会保険等未加入建設業者との下請契約を、一次下請契約に加えて二次以下の下請契約も原則禁止としたので注意すること。

4 前払金及び中間前払金の適正使用について【工事】

前払金及び中間前払金については、その充当できる経費が定められていることから、これを遵守すること。また、本制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払いするよう努めること。

5 下請工事の発注及び施工について【工事】

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金、社会保険料等の支払い等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、市内業者から選定するよう努めること。
- (3) 下請契約を締結した場合、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、写しを監督員に提出すること。

また、施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

6 建設業退職金共済制度への加入等について【工事】

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、(独)勤労者退職金共済機構が運用する建設業退職金共済制度に加入して共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

また、対象となる労働者を使用しない場合においては、建設業退職金共済証紙購入状況報告書(別途様式)の所定欄にその旨を記載し提出すること。

- (2) 1件当たりの請負金額が200万円以上の工事請負契約を締結した場合は、発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1か月以内に管財課(随意契約については発注課、水道課及び下水道課発注工事については各課)に提出すること。

ただし、共済証紙を購入しない又は建設業退職金共済に未加入の場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の所定の欄にその理由を記載し提出すること。

電子申請方式による場合は、建退共本部の電子申請専用サイトから発行される掛金収納書(電子申請方式)を、工事請負契約締結後40日以内に管財課(随意契約については発注課、水道課及び下水道課発注工事については各課)に提出すること。

- (3) 建設工事の元請業者は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、元請業者が購入し、現物交付又はその他の方法により、本制度の促進に努めること。
- (4) 受注者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象労働者への周知を図ること。
- (5) 契約締結後1か月以内に提出する発注者用掛金収納書(建設業退職金共済証紙購入状況報告書)に基づき購入した証紙の貼付実績を確認するため、自ら雇用した対

象労働者への証紙貼付実績及び下請事業主（二次以下の下請事業主を含む。）が雇用した対象労働者への建設業退職金共済証紙貼付状況報告書を工事完成届出時に管財課（随意契約については発注課、水道課及び下水道課発注については各課）へ提出すること。

電子申請方式による場合は、工事完成検査時に、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）及び工事別共済証紙受払簿（様式第 032 号）、掛金充当書、被共済者就労状況報告書（建退共事務受託様式第 4 号）を提示すること。

なお、発注者が必要と認めるときは、工事完成時に管財課（随意契約については発注課、水道課及び下水道課発注については各課）へ提出すること。

7 建設資材納入業者との契約について【工事】

- （１）建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- （２）建設資材の納入に当たっては、市内の業者を選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めること。

8 技術者の適正な配置について【工事】

- （１）１件の請負金額が 4,000 万円（建築一式の場合は 8,000 万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。
- （２）元請者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者を配置すること。
- （３）主任技術者又は監理技術者選任の届出の際には、主任技術者又は監理技術者が当該工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

9 コリنزへの登録について【工事】

請負金額が 500 万円以上の工事については、当初契約時、変更契約時及び完成時等に監督員の確認の上、工事实績情報システム（CORINS）により、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録し、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。なお、登録等に要する費用は、受注者の負担とする。

10 ダンプトラック等による過積載の防止について【工事】

工事の施工に当たって工事資材の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置を行うこと。

11 ディーゼル車規制に対応した車両の使用について【工事】

埼玉県生活環境保全条例により、工事の施工に当たっては、工事現場で使用する自動車（資器材等の搬出入を含む。）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車又は LPG 車等）又は条例に適合するディーゼル車

とすること。

12 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除措置を講じること。

13 その他

電子入札システムを利用した入札を行う場合、公告後の入札案件内容の追加、修正等のお知らせは「入札情報公開システム」の各案件の発注情報・発注図書欄に「お知らせ」として案内を行うので、公告期間中は注意すること。